

マイナ保険証への移行について-2

【令和 7 年 12 月以降、保険証が利用できなくなります】

令和 6 年 6 月 18 日付発出「マイナ保険証への移行について」にてお知らせしましたとおり、令和 6 年 12 月 2 日をもって現行の保険証の新規交付が廃止され、令和 7 年 12 月 1 日以降はすべての保険証が利用できなくなりマイナ保険証への移行が本格化されます。

令和 7 年 12 月 1 日までは経過措置期間となり、現在お持ちの保険証も利用可能となりますが、本格的なマイナ保険証移行時の混乱をさけるためにもマイナ保険証の登録手続きはお早めをお願いいたします。

今後の対応については以下をご参照ください。

令和 6 年 12 月 2 日～令和 7 年 12 月 1 日までの取り扱い

【三井物産健康保険組合の保険証をお持ちの方（カード型・青色）】

令和 7 年 12 月 1 日までは経過措置として、現行のカード型保険証が利用可能です。

マイナ保険証の登録手続きが完了されていない方は、経過措置期間中（令和 7 年 12 月 1 日まで）にマイナ保険証の登録を完了するようにしてください。

※ 令和 6 年 12 月 2 日以降、現行の保険証を滅失した場合、保険証の再交付はできませんのでご注意ください。

【保険証が新規に交付されない方】

以下に該当される方は保険証が交付されませんので、マイナ保険証登録の手続きを事前に進めておいてください。

令和 6 年 12 月 2 日以降、

- 採用となる方
- 定年退職となり再雇用となる方
- 退職し任意継続に加入される方
- 扶養家族となる方（ご家族の退職に伴う扶養増加、出生に伴う扶養増加 等）
- 現行の保険証を滅失した方

- ※ マイナ保険証はマイナンバーを事業所に提出し、健保組合にてマイナンバーの登録が正しく完了した後、利用可能です。
- ※ マイナンバーの登録完了後、健保組合より「資格情報のお知らせ」を送付します。
- ※ マイナンバーの登録完了は健保組合にマイナンバーが届いてから 3～5 営業日ほどかかります。
- ※ 現行の保険証の利用が廃止となる令和 7 年 12 月 1 日までは、希望者全員に「資格確認書」を交付します。すぐに医療機関にかかる予定の方等は「資格確認書」の交付希望を申請してください。
- ※ 資格確認書の交付を希望する方は各種届出*の資格確認書発行要否欄の「必要」に○をつけてください。
*各種届出：資格取得届、被扶養者増加届、滅失届（届出は当組合 HP に掲載）
- ※ 「資格確認書」はハガキ型の厚紙、令和 7 年 12 月 1 日までの有効期限が設定されますので、経過措置期間中（令和 7 年 12 月 1 日まで）にマイナ保険証の登録手続きを完了してください。

【海外に居住されている方】

令和4年7月1日より、海外勤務者および帯同家族の方も、原則全員「三井物産健康保険組合」に加入しています。現在、海外に居住しているためマイナンバーカードを失効されている方で日本の医療機関等を受診される場合は、**現行の保険証（カード型・青色）をご利用**ください。

なお、現行の保険証の利用が廃止となる令和7年12月2日以降もマイナンバーカードを保有していない・マイナ保険証の登録が完了していない方には、**健保組合より「資格確認書」を交付**します。（原則本人の申請は不要）

- ※ 令和6年5月27日より、海外居住者であっても日本国籍の方はマイナンバーカードの作成が可能となりました。在外公館や一時帰国時に滞在する自治体などでマイナンバーカードの受け取りができますので、**保険証廃止の経過措置期間である令和7年12月1日までにマイナンバーカードの作成およびマイナ保険証の登録を完了**することをお勧めします。
- ※ なお、マイナンバーカードを失効していてもマイナンバー（個人番号）は原則、変わりませんので、失効前にマイナンバーを会社に提出している場合、再提出の必要はありません。
- ※ 日本に一度も居住したことがない方（海外で出生された方、海外居住期間に帰化した外国籍の方）はマイナンバーカードの作成ができません。**令和7年12月1日までは現行の保険証を利用**し、令和7年12月2日以降は健保より発行する「資格確認書」をご利用ください。
- ※ その他、海外居住されている方のマイナ保険証に関しては [FAQ](#) をご参照ください。

【人間ドック受診時における保険証等の提示について】

令和6年12月2日以降、当組合契約健診機関にて人間ドックを受診する際には、以下いずれかの方法で資格確認を行います。ご受診される健診機関の指示に従い、①～③のいずれかをご提示ください。

- ① 現行の保険証（令和7年12月1日まで利用可能）
- ② マイナ保険証（健診機関設置のカードリーダーにてオンライン資格確認を実施）
- ③ 資格確認書

令和7年12月2日以降の取り扱い

令和7年12月2日以降は、現行の保険証も含め、**すべての保険証の利用ができなくなります**。マイナ保険証の登録が完了されていない方は経過措置期間中のお手続きをお願いします。

- ※ マイナンバーカードを保有していない、マイナ保険証の登録をしていない方には令和7年11月頃に「資格確認書」を交付します。ご本人の申請は不要、健保組合より交付予定となります。
- ※ 「資格確認書」の交付は、海外居住に伴いマイナンバーを失効されている方も含まれます。
- ※ 令和7年12月1日までの経過措置期間は、保険証廃止に伴う混乱を勘案し希望者全員に「資格確認書」を交付しますが、経過措置終了後はマイナ保険証の利用ができない方等、限定された方のみ交付します。経過措置期間中にマイナ保険証登録の手続きをお願いします。
- ※ 令和7年12月2日以降の取り扱い詳細は、また別途ご案内いたします。

※ご参考：医療機関受診に際してのご案内

		令和6年		令和7年												令和8年
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月～
保険証の発行		新規発行	▶令和6年12月2日～廃止													
医療機関の受診	現行の保険証	受診可	経過措置として受診可※保険証がすでに発行されている方のみ										▶令和7年12月2日～受診不可			
	マイナ保険証	受診可	原則としてマイナ保険証で受診													
	資格確認書		受診可 【令和6年12月2日以降の加入者】 ・資格取得届、扶養増加届等にて資格確認書の交付希望を申請										受診可 マイナ保険証の登録をしていない方等に対し、健保組合より交付 ※申請は不要。			

【問い合わせ先】

三井物産健康保険組合

適用課

大場 TEL : 03-3285-2938 Mail : Mi.Oba@mitsui.com

築田 TEL : 03-3285-2934 Mail : A.Yanata@mitsui.com

以上